

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 国民年金法関係

一 国民年金第一号被保険者でない者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）であつて、国民年金基金の加入員となることができたにもかかわらず、国民年金基金の加入員とならなかつた期間（二において「特例対象期間」という。）を有するものは、その者が住所を有する地区に係る地域型国民年金基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型国民年金基金に申し出て、その加入員となることができるとすること。

（国民年金法附則第九条の六第一項関係）

二 一による加入員は、一による加入員である期間が当該加入員に係る特例対象期間に相当する期間に達したとき又は老齢基礎年金の受給権者となつたときは、加入員の資格を喪失するものとする。

（国民年金法附則第九条の六第二項関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 厚生年金保険法関係

一 厚生年金保険の被保険者とする短時間労働者の月額賃金の範囲の下限を「八万八千円」から「六万八

千円」に改めるものとする。こと。

(厚生年金保険法第十二条第五号口関係)

二 厚生年金保険の標準報酬月額の下限を「八万八千円」から「六万八千円」に改めるものとする。こと。

(厚生年金保険法第二十条第一項関係)

第三 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成

二十四年法律第六十二号) 関係

一 令和四年十月一日以降の短時間労働者を適用対象とすべき特定適用事業所の範囲に関し、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数の要件について、常時「百人」を超えるものから常時「五十人」を超えるものに改めるものとする。こと。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項及び第四十六条第十二項関係)

二 令和六年十月一日以降は、適用事業所の規模にかかわらず、適用事業所に使用される短時間労働者について、適用除外の要件に該当するものを除き、厚生年金保険及び健康保険の被保険者とするものとする。

ること。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則
第十七条及び第四十六条関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第四 児童扶養手当法関係

児童扶養手当の受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるときの児童扶養手当の支給の制限に係る政令を定めるに当たっては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される児童扶養手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される児童扶養手当の額を下回ることのないようにするものとする。

(児童扶養手当法第十三条の二第四項関係)

第五 私立学校教職員共済法関係

標準報酬月額等の等級及び月額について、第二の二に準じた改正を行うこと。

(私立学校教職員共済法第二十二条第一項関係)

第六 確定拠出年金法関係

一 簡易企業型年金の実施について、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数の要件を「三百人」以下から「五百人」以下に改めるとともに、中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、その使用する第一号厚生年金被保険者の数を「三百人」以下から「五百人」以下に改めるものとする。こと。（確定拠出年金法第三条第五項第二号及び第五十五条第二項第四号の二関係）

二 個人型年金加入者掛金の拠出限度額を定める政令（個人型年金加入者の種別のうち、第二号加入者（企業型年金加入者を除く。））、第三号加入者及び第四号加入者に係る部分に限る。）を定めるに当たっては、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者であつて確定給付企業年金の加入者であるものに係る拠出限度額と同額となるようにするものとする。こと。（確定拠出年金法第六十九条第二項関係）

三 個人型年金の加入資格を有しない者であつて、個人型年金加入者となることができてもかかわらず個人型年金加入者とならなかつた期間（四において「特例対象期間」という。）を有するものは、国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができるものとする。こと。

（確定拠出年金法附則第三条の二第一項関係）

四 三による個人型年金加入者は、三による個人型年金加入者である期間が当該個人型年金加入者に係る

特例対象期間に相当する期間に達したときは、個人型年金加入者の資格を喪失するものとする。

(確定拠出年金法附則第三条の二第二項関係)

五 その他所要の改正を行うこと。

第七 健康保険法関係

健康保険の被保険者となることができ短時間労働者の月額賃金の範囲の下限を「八万八千円」から「六万八千円」に改めるものとする。

(健康保険法第三条第一項第九号口関係)

第八 施行期日

次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。

(改正法附則第一条関係)

一 第九の一及び二 公布の日

二 第六の一 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四 令和三年三月一日

四 第一、第六の二から四まで 令和四年五月一日

五 第二、第三の一、第五、第七、第九の三 令和四年十月一日

六 第三の二 令和六年十月一日

第九 検討等

一 検討事項の見直し

公的年金制度及びこれに関連する制度についての検討事項のうち、マクロ経済スライドに係る検討事項を削除するものとする。 (改正法附則第二条第一項関係)

二 老齢基礎年金の額の算定の基礎となる期間の限度の拡大に係る法制上の措置

政府は、老齢基礎年金の保障機能を一層強化する観点から、国民年金の任意加入被保険者となることができる者、国民年金第二号被保険者及び国民年金第三号被保険者の老齢基礎年金の額の算定の基礎となる月数の限度を五百四十まで拡大し、当該拡大した月数に応じて老齢基礎年金の額を加算する制度を創設するため、必要な法制上の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第二条の二関係)

三 厚生年金保険等の適用範囲の拡大に係る中小企業者に対する助成等

政府は、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大が中小企業者に与える影響に鑑み、この法律による改正により新たに厚生年金保険及び健康保険の被保険者となる短時間労働者を使用する適用事業所

の事業主である中小企業者に対し、その経済的負担を軽減するため、助成その他必要な措置を講ずるものとする。

(改正法附則第二条の三関係)

四 その他所要の改正を行うこと。